

## (2) 輸出事業計画（公表用：様式2）の記載方法について

### 【参考】

これまでに認定された各輸出事業計画については、本様式が農林水産省のHPに掲載されていますので、作成の際には、適宜参考にしてください。

[https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu\\_keikaku.html](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/yusyutsu_keikaku.html)

## 輸出事業計画

様式2

※申請者名：○○○、品目：○○○

### 1. 輸出における現状と課題

- 様式1（別紙）における「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」及び「3 課題と取組内容」のうち、課題にあたる部分について、簡潔に記載してください。
- 箇条書きでも構いません。
- 必要に応じて、図や表を掲載してください。
- 様式1（別紙）にない情報は記載しないでください。

#### 【現状】

○……………○  
○……………○

様式1（別紙）における「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」から、必要な箇所を抜粋して記載してください。

#### 【課題】

○……………○  
○……………○

様式1（別紙）における「3 課題と取組内容」のうち、課題にあたる部分から、必要な箇所を抜粋して記載してください。

### 2. 輸出事業計画の取組内容

- 様式1（別紙）における「3 課題と取組内容」のうち、取組内容にあたる部分について、簡潔に記載してください。
- また、必要に応じて、様式1（別紙）における「4 現在の商流の状況と今後の商流の展開」の内容も踏まえて記載して下さい。
- なお、見やすい資料とするため、可能な限り、図や表を活用して表現してください。

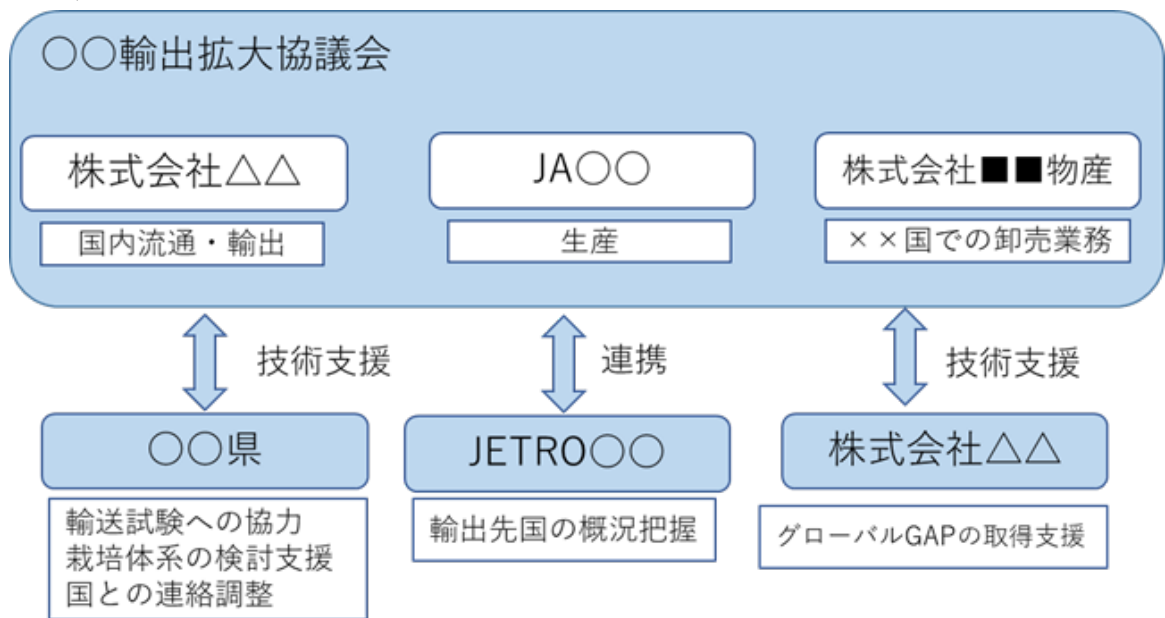
### 3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制

○どのようにPDCAサイクルを回していくのかを意識して、様式1（別紙）における「5 事業の組織体系図及び連携体制図」の内容も踏まえながら、記載してください。

※なお、本公表用資料については、必ずしも具体的な事業者名等を記載する必要はありません。

※子社名が記載された図を添付する場合、公表しても差し支えないことを確認してください。

（記載例）



### 4. 輸出目標額

※輸出先国と輸出する農林水産物・食品の現状及び目標金額を記載すること

○様式1（別紙）における「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」のうち、輸出額、輸出量、輸出先国について、記載してください。

○必ずしも輸出額、輸出量の両方を記載する必要はありません。

	現状 (令和〇年)	目標年 (令和×年)
輸出額(円)	〇〇	××
輸出量(t)	〇〇	××
輸出先国	●●国	●●国、▲▲国……

## (3) 重点品目ごとの留意事項

### 【輸出産地リストに掲載された産地・事業者 共通】

- 輸出事業計画の策定にあたっては、実行戦略（別表1）における「各品目の輸出額目標」等の内容を踏まえることが望ましいです。  
また、策定の際には、都道府県及び地方農政局等の担当者とよくご相談願います。

### 【牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵・牛乳乳製品】

- 食肉処理施設の衛生水準等、輸出先国が要求する条件へ対応したものとなっているか。

#### 《輸出産地リストに選定された産地・事業者（コンソーシアム）の輸出事業計画の場合》

- 生産者、食肉処理施設等、輸出事業者が連携して、生産から輸出まで一貫して輸出促進を図る取組となっているか。
- 実行戦略に基づく国別の輸出額目標を踏まえ、輸出事業計画において適切な輸出額目標が設定されているか。

### 【りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、その他の野菜】

- 「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」には、輸出先国・地域のニーズに加え、植物検疫条件や残留農薬基準等の対応を要する規制の内容を記入すること。
- 「3 課題と取組内容」には、以下の点がわかるよう記入すること。
  - ・対象品目毎に、作付面積と生産量について、現状値と目標値、目標値の考え方を記入すること。
  - ・輸出先国・地域までの輸送中の品質・鮮度保持及び向上等に向けた取組（前述に加え、貯蔵技術の向上等により出荷期間の長期化に向けた取組等を行う場合は、その取組内容についても）について、記入すること。
  - ・輸出先国・地域のニーズや規制（植物検疫条件、残留農薬基準等）に対応した取組のほか生産力強化の取組を計画している場合は、その概要（3～5行程度）も記入（例：果樹の新植・改植時の省力樹形の導入、高品質果実の安定生産に向けた灌漑方式の導入、スマート農業技術や環境制御技術を導入した「いちご」の大規模生産施設の整備等）。

## 【りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、その他の野菜】の続き

※「3 課題と取組内容」につきましては、前ページ記載の点に加え、各品目ごとに以下の点も考慮して、取組内容を検討すること。

### <りんご>

- ・近年、品質面も向上してきている他の競合国産との差別化。
- ・ターゲット層に応じた商品の生産・出荷体制の強化。  
(例：春節の贈答用需要の高い大玉等の価格帯商品の供給強化、一般消費者向けに値頃感のある中小玉の生産・供給体制強化等)

### <ぶどう>

- ・近年、品質面も向上してきている他の競合国産との差別化。  
(特に競合国の多いシャインマスカットを対象とする場合は、今後、どのような生産・販売戦略としていくのか等)
- ・輸送中の品質・鮮度保持、また輸出先での棚持ちの向上に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底。

### <もも>

- ・モモシンクイガ等輸出先国・地域の検疫条件に対応可能な防除・除去対策等の徹底。
- ・輸出先国・地域の需要に対応するためのロットの確保。
- ・輸送中の品質・鮮度保持、また輸出先での棚持ちの向上に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底。

### <かんきつ>

- ・皮が剥きやすく甘みが強いなどの輸出先国・地域のニーズに応じた品種等の安定供給、出荷期間の長期化。
- ・品種に応じた品質・鮮度保持輸送のための最適条件等の検討・導入（例：うんしゅうみかんの船便による鮮度保持技術・資材の検討・導入等）、また輸出先での棚持ちの向上に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底等。

### <かき・かき加工品>

- ・輸出先国・地域のニーズや嗜好等に合わせた品種等の安定供給。（例：タイで好まれる固い食感の品種(〇〇、〇〇など)の安定供給体制の強化等）、また他の競合国産との差別化が可能な日本のオリジナル性の高い品種等の積極的プロモーション。
- ・出荷時期の異なる複数品種等の組み合わせによる出荷期間の長期化。
- ・輸送中の軟化等を防止するための品質・鮮度保持輸送技術の確立。
- ・干し柿の輸出に取り組む場合は、輸出先国・地域の食品等に係る法規、規格及び規制等に対応した取組。

## 【りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、その他の野菜】の続き

### <いちご>

- ・ 輸送中の品質・鮮度保持（クッション性のある新包装容器の導入や既存容器での積み重ねが可能な資材の導入による荷傷みの軽減等）、また輸出先での棚持ちの向上に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底。
- ・ 輸出先国・地域の需要対応、輸送効率の向上（コンテナ満載、航空輸送から海上輸送への転換等）に向けた出荷単位の大口化。
- ・ 輸送適性の高い品種の導入等。

### <かんしょ・かんしょ加工品>

- ・ 輸送中のカビ・腐敗、ダンボールの荷崩れ・潰れ等に対する鮮度保持技術・資材の検討・導入。
  - ・ サツマイモ基腐病の被害防止に向けた産地における栽培管理の改善策等の検討及び徹底。
  - ・ かんしょ加工品の輸出に取り組む場合は、輸出先国の食品等に係る法規、規格及び規制に対応した取組。
- 「5 事業の組織体系図及び連携体制図」には、産地、卸売・輸出事業者等の役割分担の有無、それぞれの産地・事業者が行う取組を明確にした連携体制の図を記入すること。
- 輸出事業計画の策定主体に輸出事業者が複数含まれる団体（協議会等）の場合は、以下の点に留意すること。
- ・ 「5 事業の組織体系図及び連携体制図」に、①輸出事業計画において具体的に取組を担う事業者、及び、②各事業者の協議会内での役割（P12「3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制」の（記載例）に記載の役割「××国での卸売り業務」、「国内流通・輸出」等を参考に記載してください。）を記載する。
  - ・ また、輸出事業計画に記載する現状及び目標の輸出量・輸出額は、協議会全体での輸出額・量で良いですが、その数字は、各事業者個別の輸出額・量の積み上げであるように整理すること。なお、各事業者個別の数値は公表する必要はありません。策定した輸出事業計画のPDCAサイクルを回す上で、課題の明確化（どの事業者がうまくいっているのか、いないのか。その原因は何か。）をしやすくするためです。
- 「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」に記載する輸出額の現状及び目標値について、国・地域別の内訳を参考に添付すること。
- 施設整備の計画を記入する場合は、過去に補助事業で整備した施設との重複がないか確認すること。

## 【切り花】

- 産地と卸売・輸出事業者等が連携した取組となっているか確認すること。
- 「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」には、輸出先国・地域のニーズに加え、植物検疫条件等の対応を要する規制の内容を記入すること。
- 「3 課題と取組内容」には、以下の点がわかるよう記入すること。
  - ・対象品目ごと・露地・施設ごとの作付面積、生産量、出荷時期、出荷量等について、現状値と目標値、目標値の考え方。
  - ・輸出先国・地域のニーズや規制に対応した取組のほか、生産力強化の取組を計画している場合は、その概要（3～5行程度）。
  - ・輸出先国の需要期、輸出時期（○月～○月等）に適応した産地の生産体制となっているか。
  - ・輸出先国までの輸送時の品質維持（コールドチェーンの確立等）に必要な取組となっているか。
  - ・輸出先国で求められる植物検疫条件、認証等に対応した取組となっているか。
- 「5 事業の組織体系図及び連携体制図」には、産地、卸売・輸出事業者等の役割分担の有無、それぞれの産地・事業者が行う取組を明確にした連携体制の図を記入すること。
- 「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」に記載する輸出額の現状及び目標値について、国・地域別の内訳を参考に添付すること。
- 施設整備の計画を記入する場合は、過去に補助事業で整備した施設との重複がないか確認すること。

## 【茶】

- 産地と輸出事業者が連携した取組になっているか確認すること。
- 「2 輸出に当たってのニーズの把握状況」には、輸出先国・地域のニーズに加え、残留農薬基準等の対応を要する規制の内容を記入すること。
- 「3 課題と取組内容」には、以下の点がわかるよう記入すること。
  - ・有機栽培・国の防除体系別の作付面積、生産量、出荷時期、輸出向けの出荷量等について、現状値と目標値、目標値の考え方（例えば、取引先から最低ロットとして○tを求められたことがある等。）
  - ・目標に向けてどのように対応していくのかの方向性と、その課題。
  - ・現時点で連携する輸出事業者がいない場合は、自ら輸出するのか、または将来的に輸出事業者との連携を考えているのかを含め、どのように販路の開拓を行い、輸出につなげていくのか。スケジュール感もわかるように記入すること。
- 「5 事業の組織体系図及び連携体制図」には、産地、卸売・輸出事業者等の役割分担の有無、それぞれの産地・事業者が行う取組を明確にした連携体制の図を記入すること。

## 【茶】の続き

- 輸出事業計画の策定主体に輸出事業者が複数含まれる団体（協議会等）の場合は、以下の点に留意すること。
  - ・「5 事業の組織体系図及び連携体制図」に、①輸出事業計画において具体的に取組を担う事業者、及び、②各事業者の協議会内での役割（P12「3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制」の（記載例）に記載の役割「××国での卸売り業務」、「国内流通・輸出」等を参考に記載してください。）を記載してください。
  - ・また、輸出事業計画に記載する現状及び目標の輸出量・輸出額は、協議会全体での輸出額・量で良いですが、その数字は、各事業者個別の輸出額・量の積み上げであるように整理してください。なお、各事業者個別の数値は公表する必要はありません。策定した輸出事業計画のPDCAサイクルを回すうえで、課題の明確化（どの事業者がうまくいっているのか、いないのか。その原因は何か。）をしやすいするためです。
- 「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」に記載する輸出額の現状及び目標値について、国・地域別の内訳を参考に添付すること。
- 施設整備の計画を記入する場合は、過去に補助事業で整備した施設との重複がないか確認すること。

## 【コメ・パックご飯・米粉及び米粉製品】

### <産地の場合> ※一定のまとまりを持って輸出用米の生産に取り組む者

○マーケットインの発想に基づいた生産や具体的な販売戦略を計画できているか。

○輸出事業者との連携体制は構築されているか。  
（あるいは構築する見込みとなっているか。）

### <輸出産地の場合>

#### ※千トン超を生産する意思表示を示し、実行戦略に基づきリスト化された者

○目標年の輸出量は千トン超に設定されているか。

○大ロット・低コストで輸出用米を生産・供給するための取組が記載されているか。

### <輸出事業者の場合>

○ターゲット国及びニーズを踏まえた、具体的な販売戦略を計画し、インポーター等との連携が図られているか。  
（あるいは連携を図るための取組が計画されているか。）

○設定されたターゲット国は規制上輸出可能か。  
（あるいは規制対応のための取組が計画されているか。）

## 【製材・合板】

- 川上から川下までの事業者の連携が図られた取組になっているか。
- 将来にわたり森林資源の循環利用（再造林）につながる取組になっているか。
- 付加価値の高い木材製品を輸出する取組になっているか。
- クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材の利用の促進につながる取組となっているか。

## 【水産物（ぶり、たい、ホタテ貝、真珠）】

- 実行戦略の別表1（品目別輸出目標）の記載も参考に、自らの輸出事業の抱える課題と対応を明確化すること。
- 輸出先国・地域のニーズに加えて、食品衛生基準や薬剤残留基準等の輸出先国・地域の規制とその対応についても把握している範囲で記入すること。
- 輸出事業計画の策定主体が生産者である場合は、現在の生産量だけでなく、取引先等を通じて現在の輸出実績（商品形態、仕向け先国、輸出量・額等）についても把握し記載すること。
- 策定主体が加工・流通・輸出事業者である場合は、仕入先である生産者等を通じて、現在の生産量や輸出向け生産量について把握し記載すること。
- 課題・目標設定時には、特に以下に留意すること。
  - ・商品単価の設定や取引価格の上昇見込みなどの妥当性。
  - ・対象とする水産物が主に養殖業により生産される場合は、安定した生産と原料の供給が可能か、増産を図る場合は養殖場の維持・拡大などについて確認すること。
  - ・対象とする水産物が主に漁業により生産される場合は、資源変動による漁獲量の増減なども考慮し、安定して原料を確保できる見込みがあるか、当該水産物の資源評価や生産動向などについて確認すること。
- このほか、以下について留意すること。
  - ・対象とする品目が、条約や輸出先国の法令等により輸出禁止又は制限されている品目であり、これから輸出が解禁されるはずといった楽観的な予測となっていないか。
  - ・輸出先国と我が国との関係の変化や輸出先国による食品安全規制の強化による輸出量の急減など、突発的に生じる輸出ビジネス上のリスクについて検討が加えられているか。
  - ・画像等の使用にあたって著作権等の権利関係に留意するほか、輸出事業計画（公表用資料：様式2）が広く一般に公表されることを前提として、コンプライアンスの観点からチェックしているか。



## 【清涼飲料水・菓子・ソース混合調味料・味噌・醤油】

- 多様な商品があるため、具体的な商品情報を記載すること。
- H A C C P、ハラール等の施設の認定・認証を有していれば、記載すること。
- 食品添加物規制、包材規制等について把握しておくこと。

## 【清酒（日本酒）・ウイスキー・本格焼酎、泡盛】

### 【参考】輸出事業計画策定に当たっての着眼点

- 「3 課題と取組内容」
    - ・輸出事業計画の策定主体が酒類製造業者である場合、原料の調達体制が確保される取組となっているか。
    - ・輸出事業計画の策定主体が酒類の流通・輸出事業者である場合、輸出量確保のため、仕入先である酒類製造業者と連携体制を構築できる取組となっているか。
    - ・輸出先国の酒類等に係る法規・規格及び規制に対応した取組となっているか。
  - 「6 輸出する農林水産物・食品の現状及び目標」及び「7 資金計画」
    - ・計画実施に当たっての必要額及び目標年（又はそれ以降の年）の利益額を適切に見込み、事業として実現可能な取組となっているか。
- ※ なお、上記【参考】は例示であり、必須記載項目とするものではありません。

## (4) チェックリスト

○以下のチェックリストに基づき、認定基準が満たされているか、添付書類に漏れがないか等、ご確認ください。

◎輸出事業計画の認定を受けようとする者が以下の要件を満たしているか。

輸出事業計画に基づく事業を的確に実施できる能力を有する個人や団体である。

(直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等の確認)

申請者本人及び輸出事業計画を実施するための法人等の役員等が暴力団ではない。

GFPコミュニティサイト (<https://www.gfp1.maff.go.jp/>) に登録していること。

◎以下の添付書類が添付されているか。

申請者の直近の事業年度の事業報告書、貸借対照表 (B/S) 及び損益計算書 (P/L)

(これらの書類がない場合は、当該事業年度の事業内容の概要を記載した書類)

公表用資料 (様式2) ※該当者 (P2の類型①～⑤) のみ

◎輸出事業計画に以下の事項が記載されているか。

輸出事業の目標

輸出事業の対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国

輸出事業の内容及び実施期間

輸出事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

輸出事業の対象となる農林水産物又は食品の輸出の現状

事業者が認識している輸出事業の対象となる農林水産物又は食品の輸出拡大に向けた課題

◎輸出事業計画が以下の基準を満たしているか。

ターゲットとする輸出先国のニーズを具体的に把握していること。

輸出に対応するための課題と取組が明確な内容となっていること。

目標年における輸出額の設定が現在の商流と新たな商流から適正な設定となっていること。

輸出事業計画の策定、計画策定後の実証や策定した計画の見直しを行うため、コンサルティング会社、JETRO、輸出の専門家などの輸出事業に関する知見を有する者と連携して、PDCAサイクルを回せる体制が整備されていること。

様式1-1及び1-2-1又は1-2-2が添付されている場合には、その内容が農地法第4条第6項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合又は同法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合のいずれにも該当しないこと。